



配線用ヒューズ通則

JIS C 8352 : 2015

(JEMA/JSA)

平成 27 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主務大臣：経済産業大臣 制定：昭和 31.7.17 改正：平成 27.3.20

官報公示：平成 27.3.20

原案作成者：一般社団法人日本電機工業会

(〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電機工業会館 TEL 03-3556-5881)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第二部会（部会長 横山 明彦）

審議専門委員会：電気技術専門委員会（委員会長 大崎 博之）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
3.1 一般	1
3.2 種類	2
3.3 構造・部品	3
3.4 特性	3
4 常規使用状態	6
5 定格	7
5.1 定格電圧	7
5.2 定格電流	7
5.3 定格周波数	7
5.4 定格遮断容量	7
6 分類	8
6.1 種別	8
6.2 限流特性	8
7 性能及び特性	8
7.1 溫度上昇	8
7.2 協約不溶断特性	9
7.3 協約溶断特性	9
7.4 溶断特性（溶断時間－電流特性）	9
7.5 許容時間－電流特性	10
7.6 遮断性能	10
7.7 限流性能	11
7.8 ワット損	12
7.9 絶縁抵抗	12
7.10 耐電圧	12
8 構造、材質及び寸法	12
8.1 一般事項	12
8.2 構造	13
8.3 材質	13
8.4 寸法	13
9 試験方法	13
9.1 試験条件	13
9.2 構造試験	13

9.3 温度試験	13
9.4 不溶断試験	14
9.5 溶断試験	14
9.6 許容時間－電流特性試験	14
9.7 遮断試験	15
9.8 ワット損試験	16
9.9 絶縁抵抗試験	16
9.10 耐電圧試験	16
10 検査	17
10.1 形式検査	17
10.2 受渡検査	17
11 製品の呼び方	18
12 表示	18
13 記載事項	18
附属書 A (規定) 固有電流の求め方	20
解 説	23

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8352:1983**は改正され、この規格に置き換えられ、また、**JIS C 8269-11:2000**は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

配線用ヒューズ通則

General requirements for fuses for the protection of
low voltage cables and lines

1 適用範囲

この規格は、周波数 50 Hz 又は 60 Hz の交流 600 V 以下及び直流 750 V 以下の、主として電路の保護に用いる各種の配線用及び類似のヒューズ（以下、ヒューズという。）に共通する事項について規定する。ただし、短絡保護専用のもの及び車両又は通信回路専用のものを除く。

この規格は、在来電気設備規定に対応するヒューズについて適用する。

注記 1 在来電気設備規定とは、電気事業法に基づく電気設備の技術基準の解釈の第 218 条の規定を除くものをいう。

この規格を適用する場合、適用するヒューズを適用範囲に含む他の規格と混用してはならない。

注記 2 混用できない国際整合規格の例を次に示す。

- **JIS C 8269-1** 低電圧ヒューズー第 1 部：一般要求事項
- **JIS C 8269-2** 低電圧ヒューズー第 2 部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1302 絶縁抵抗計

JIS C 4003 電気絶縁－熱的耐久性評価及び呼び方

3 用語及び定義

この規格又は個別の製品規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 一般

3.1.1

ヒューズ (fuse)

ある値を超える電流が、ある時間流れたとき、その可溶部分が溶断することによって電流を遮断し、回路を開放する装置。

ヒューズは、装置を構成する全ての部品を含む。

3.1.2

ヒューズリンク (fuse-link)

ヒューズエレメントを包含し、ヒューズが動作した後、再び通電可能にするために取替えができるヒュ